

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事                      ●市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	高取町
4. 届出番号	14
5. 独自利用事務の事例番号	94-0
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.takatori.nara.jp/category_list.php?frmCd=5-0-0-0-0">http://www.town.takatori.nara.jp/category_list.php?frmCd=5-0-0-0-0</a>

執行機関名 高取町長

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	成年後見人制度に関する事務であって規則で定めるもの《高齢者等》
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年九月十八日高取町条例第二十四号)別表第一 第十一の項 成年後見人制度に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第一条	高取町成年後見制度利用支援事業実施要綱第一条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	(目的) 第一条 この要綱は、高取町内(以下「町内」という。)に居住する判断能力が不十分な高齢者等の福祉の増進を図るために民法(明治二十九年法律第八十九条。以下「法」という。)で定める成年後見制度について、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第三十二条に基づき町長が行う後見、保佐及び補助開始等の審判の請求(以下「審判請求」という。)をする場合における手続等について必要な事項を定めることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		高取町成年後見制度利用支援事業実施要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 3 号	高取町成年後見制度利用支援事業実施要綱第三条及び第四条
②事務の内容	介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務	高取町成年後見制度利用支援事業実施要綱第三条及び第四条の審判請求に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 3 号 イ	高取町成年後見制度利用支援事業実施要綱第三条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報	当該要支援者に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 3 号 ロ	高取町成年後見制度利用支援事業実施要綱第三条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報	当該要支援者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
備考		